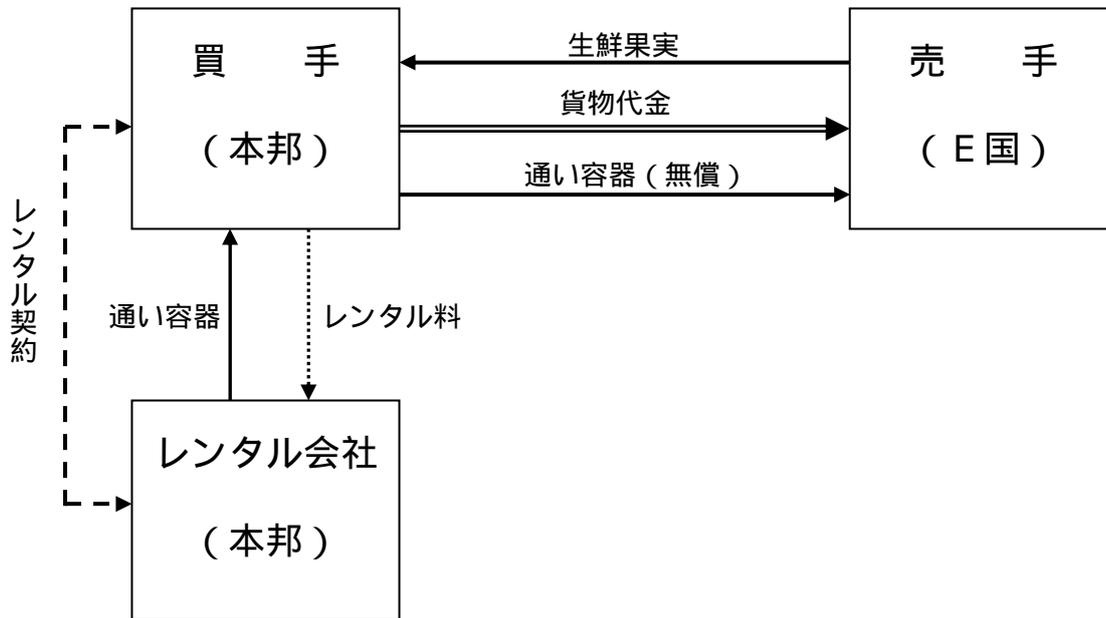


21. 反復使用される通い容器のレンタル料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から生鮮果実を購入（輸入）します。

当社は、レンタル契約に基づき、生鮮果実を収容し保護するための通い容器をレンタル会社から借り受け、レンタル料をレンタル会社に支払います。そして、当社は当該通い容器を売手に無償で提供し、売手は当該容器に生鮮果実を詰めて輸出します。

ただし、当該通い容器は反復使用に適することが明らかなものであることから、関税率表の解釈に関する通則 5(b)（ ）により、輸入申告において、生鮮果実と別の輸入貨物として申告します。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がレンタル会社に支払う通い容器のレンタル料を、生鮮果実の現実支払価格に加算する必要がありますか。

関税率表の解釈に関する通則 5(b)

(a)の規定に従うことを条件として、物品とともに提示し、かつ、当該物品の包装に通常使用する包装材料及び包装容器は、当該物品に含まれる。ただし、この(b)の規定は、反復使用に適することが明らかな包装材料及び包装容器については、適用しない。

【回答要旨】

上記の取引において貴社がレンタル会社に支払う通い容器のレンタル料は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当せず、生鮮果実の現実支払価格に加算する必要はありません。

(理由)

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物の運送に使用されるコンテナの賃借料も含まれます。

上記取引において、通い容器は生鮮果実と別の輸入貨物として申告され、輸入貨物の運送に使用されるコンテナと認められないことから、当該通い容器のレンタル料は生鮮果実の「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に含まれません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ(ハ)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)